釧路市地域公共交通活性化協議会財務規程

平成28年3月22日制定

(目的)

第1条 この規程は、釧路市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に 基づき、釧路市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 協議会の予算は、釧路市の負担金、国、道からの補助金及びその他の 収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とす る。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度 開始前に協議会に諮り、承認を受けるものとする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、出納上の整理を行なうための期間として4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間と定める。
- 5 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正の必要が生じたときは、 補正予算を調製し、速やかに協議会に諮り、承認を受けるものとする。

(予算区分)

- 第3条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 2 当該年度において特別な理由があるときは、別表第1に定める以外の款、 項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

- 第4条 必要に応じ歳出予算の流用及び予備費の充用ができるものとする。
- 2 会長は、歳出予算の流用及び予備費の充用をしたときは、直近の協議会に 報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、事務局長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入および支出の手続)

- 第6条 協議会の予算に係る収入および支出の手続きは、釧路市の例により行うものとする。
- 3 事務局長は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

- 第7条 会長は、毎会計年度終了後協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、前もって監事の監査を受け、そ の結果を添えなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会 長が別に定める。

附則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款		項		E	
1	負担金	1	負担金	1	負担金
2	補助金	1	補助金	1	補助金
3	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
4	諸収入	1	諸収入	1	雑入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款		項		目	
1	運営費	1	運営費	1	運営費
2	事業費	1	事業費	1	事業費
3	予備費	1	予備費	1	予備費